

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（以下、検討会議）は、2022年6月から全9回にわたり審議し、翌年3月13日(月)に報告書を公表した。報告書を読むと「支援の必要性は多く述べられているが、その“支援”は“分離のための支援”である」と私たちは感じざるを得ない。以下に、この報告書が目指すものと差し当たり2つの問題点を示す。

1. 報告書が目指すもの

検討会議の最中、国際連合の障害者権利委員会（以下、権利委員会）は10月、日本政府に対し総括所見を出した。この総括所見では「障害のある子どもを分離する特別教育が永続している」ことを懸念し、現行の特別支援教育制度は分離教育であり、それを廃止するよう求めている（総括所見、段落51(a)、52(a) <https://www.crp-d-in-japan.com/inforoom-un2022cr-a24>）。

報告書では、勧告について次のように述べている。

勧告の趣旨を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

ここで注目すべきは「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備」という理解が、勧告の趣旨を踏まえられているのか、ということである。勧告を通じて日本政府が要請されていることは、全ての障害のある子どもとない子どもが同じ場で学ぶことであり、そこに「可能な限り」という条件は付けられていない。だからこそ権利委員会は、特別支援教育制度が分離教育であると指摘したのであり、それを廃止するよう求めたのである。つまりこの報告書は、障害の程度によって子どもが学ぶ場を分ける現状の教育制度のあり方を肯定したうえで、「多様」な分離措置を継続する意思を示したものであるといえる。

障害者権利条約では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」を保障するよう締約国に義務づけられている（第24条第2項(a)）。それでは「一般的な教育制度」とは、どのようなものを指すのか。権利委員会が障害者権利条約の理解を促すために作成した一般的意見第4号（わかりやすい版）では、次のように述べられている。

インクルーシブ教育とは、障害の有無を問わずあらゆる可能性のある児童・生徒・学生が同じ教室で一緒に学ぶことである。（『福祉労働』No.171、p.34）

つまり、特別支援学校、特別支援学級、通級など障害のある子どもの学ぶ場を分離することは、一般的な教育制度からの排除であるといえる。勧告の趣旨を踏まえて関連施策等の一層の充実を図るのであれば、分離教育制度の廃止や通常学級における合理的配慮の提供などがその具体的内容となるべきである。検討会議の報告書を見ると、総括所見の趣旨が踏まえられておらず、これまで日本政府がとってきた分離教育政策を維持する姿勢が現れているといえる。

2. 問題点

(1) 校内委員会

この仕組みは、特別支援教育の対象者やそう思われる子どもについて学校全体で検討し、支援方法を定めるものである。報告書では校内委員会の検討事項として例示的に、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などをあげる。だが、インクルーシブ教育を行うための人的支援態勢について言及していない点で、不十分である。

また現在多くの校内委員会で見受けられるとされる「学びの場の検討」は否定されておらず、子どものインクルーシブ教育を受ける権利が蔑ろにされている。校内委員会では「発達の程度、適応の状況や取り巻く環境等」が検討された結果、子どもが特別支援学校や特別支援学級、通級に措置されることもある。分離措置の判断を禁止する仕掛けなく推進するのは、国連の要請に応

じていないことと等しい。校内委員会の充実を述べるならば、まず分離に向かう「学びの場の検討」をしてはならないことを確認する必要がある。

加えて、校内委員会には子どもの参加が想定されておらず、子どもの意見を聞かずに処遇を教職員が決定している。これは、子どもの意見表明権の侵害である。

(2) インクルーシブな学校運営モデル

「インクルーシブな学校運営モデル」は、インクルーシブではない。なぜならこのモデルは、学校の運営を「一体化」ということを指していて、子どもの学びの場を一体化することは想定していないからである。このモデルは、インクルーシブ教育を実現するというよりも、現状の分離教育・統合教育を維持したまま、教育現場における人手不足や予算不足を解決するための苦肉の策のようにしか見えない。

報告書では「特別支援学校を含む複数校が一体的に取り組む特別支援教育体制の構築」と提案し、次のように説明する。

現在の多様な学びの場を維持しつつ、特別支援学校が有する特別支援教育に関する専門的な知見や経験及び施設等のリソースを活かし、自治体等の判断により、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設する取組を進めることが必要と考えられる。

つまり、少子化のために生じている空き教室や廃校舎等を特別支援学校(分教室を含む)に移し、それら複数校を校長が兼任するという「一体化」をインクルーシブとの名目で、打ち出していると思われる。このモデル事業の実施・検討では、特別支援学校の存在が維持される。

参考(報告書の概要)

報告書に先立ち、文部科学省は2022年12月、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果を公表した。これによると、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校で、推定値 8.8%、高等学校で推定値 2.2%となっている(教員による回答)。「これだけの子どもが何ら支援を受けずにいる」と強調したいのだろう。

そのうえで同報告書は、普通学校に以下のように提言した。

- 校内委員会の充実。校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行う
- 通級による指導は他校通級ではなく、自校通級や巡回指導に
- 通級による指導を担当する教師等の専門性の向上を図ること
- 高等学校における通級による指導の実施体制を充実させること
- 特別支援学校のセンター的機能を充実。特別支援学校がもつ専門的な知見や経験等を普通学校への指導助言
- よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設すること